

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,500	t-CO <sub>2</sub>
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		2,500	t-CO <sub>2</sub>

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量及び原単位排出量
------------------	--------------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,500	t-CO <sub>2</sub>	2,425	t-CO <sub>2</sub>	3.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当りの 排出量	0.05168	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	0.05013	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	3.0

(2) 目標設定の考え方

毎年1%以上、3年間で3%以上の削減を目指す。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当りの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の実践(冷暖房)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の温度設定の管理(冷房：26.5℃、暖房：20℃)</li> <li>・空調機の外気取り入れの外気量コントロールによる負荷軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房：26.5℃、暖房：20℃</li> <li>・空気環境測定でCo2濃度800ppm以上1000ppm以下に調整</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業時のウォーミングアップ運転の実施</li> <li>・不必要機器の運転停止</li> <li>・中間期外気冷房実施(4月・11月)</li> <li>・定期的な空調機フィルター清掃による高効率運転の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PACの運転開始から1時間は外気を導入しない</li> <li>・フィルターの毎月清掃</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水冷式空調機の水質管理及び冷却水温度適正化による圧縮効率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネプログラムにより自動的に適正温度へ変更</li> </ul>
省エネルギー・省資源行動の実践(照明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節毎の共用部照明時間の適正化</li> <li>・器具、ランプの清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日出・日の入時間に合わせ変更</li> <li>・テナント入居の際、提案</li> <li>・定期的な清掃</li> <li>・照明器具のLED化(追加部分)</li> </ul>
廃棄物排出抑制	分別回収を徹底しリサイクルを容易化を図る	分別ボックスの設置

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・定期的にテナントへ節電ポスターの配布
---------------------

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--